



発行 新潟県

号外 4
令和3年3月30日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

目 次

病院局管理規程

- 5 新潟県病院局企業職員の管理職手当に関する規程の一部を改正する規程 (病院局総務課)
- 6 新潟県病院局組織規程の一部を改正する規程 (病院局総務課)

人事委員会規則

- 6-1863 給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則 (人事委員会事務局総務課)
- 6-1864 特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則 (人事委員会事務局総務課)
- 6-1865 市町村立学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則 (人事委員会事務局総務課)
- 6-1866 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則 (人事委員会事務局総務課)
- 6-1867 寒冷地手当に関する規則の一部を改正する規則 (人事委員会事務局総務課)
- 12-97 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 (人事委員会事務局総務課)
- 20-4 職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則 (人事委員会事務局総務課)

収用委員会告示

- 1 新潟県収用委員会運営規則の一部改正 (収用委員会)

病院局管理規程

新潟県病院局管理規程第5号

新潟県病院局企業職員の管理職手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年3月30日

新潟県病院事業管理者 藤山 育郎

新潟県病院局企業職員の管理職手当に関する規程の一部を改正する規程

新潟県病院局企業職員の管理職手当に関する規程（昭和41年新潟県病院局管理規程第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改正後			改正前			
別表第1（第2条関係）			別表第1（第2条関係）			
組織上の区分	職	区分	組織上の区分	職	区分	
(略)			(略)			
施設	(略)	5種	施設	(略)	5種	
	薬剂部長（妙高病院、 <u>柿崎病院、十日町病院、精神医療センター、加茂病院、吉田病院又は坂町病院に置かれるものに限る。</u> ）			薬剂部長（妙高病院、 <u>松代病院、柿崎病院、十日町病院、精神医療センター、加茂病院、吉田病院、坂町病院又はリウマチセンターに置かれるものに限る。</u> ）		
	(略)	中央病院看護部長 がんセンター新潟病院看護部長 新発田病院看護部長		3種（ <u>局長が別に定める場合においては5種</u> ）	中央病院看護部長 がんセンター新潟病院看護部長 新発田病院看護部長	3種
	(略)	看護専門学校副校長（ <u>新発田病院附属看護専門学校又は吉田病院附属看護専門学校に置かれるものに限る。</u> ）		5種	(略)	看護専門学校副校長
(略)			(略)			
備考 (略)			備考 (略)			

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

新潟県病院局管理規程第6号

新潟県病院局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年3月30日

新潟県病院事業管理者 藤山 育郎

新潟県病院局組織規程の一部を改正する規程

新潟県病院局組織規程（昭和36年新潟県病院局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び削除条を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(病院の組織)</p> <p>第8条 病院に次の部、課、科及び係を置く。ただし、課、科及び係については、病院の規格その他の状況によりその一部を置かないことができる。</p> <p>管理部 (略)</p> <p>診療部 内科 総合診療科 呼吸器科 循環器内科 消化器内科 人工透析内科 脳神経内科(又は神経内科) 心療内科 緩和ケア内科 外科 呼吸器外科 心臓血管外科 <u>心臓血管・呼吸器外科</u> 消化器外科 乳腺外科 肛門外科 小児外科 整形外科 脳神経外科 形成外科 精神科 児童精神科 リウマチ科 小児科 皮膚科 泌尿器科 産婦人科(又は婦人科) 眼科 耳鼻いんこう科 リハビリテーション科 放射線科 麻酔科 病理診断科 臨床検査科 救急科 歯科 歯科口腔外科</p> <p>薬剤部 看護部</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、県立中央病院に<u>患者サポートセンター</u>、救命救急センター及び循環器病センター、県立十日町病院に<u>患者サポートセンター</u>、県立精神医療センターに社会復帰部、県立加茂病院及び県立吉田病院に<u>患者サポートセンター</u>、県立新発田病院に教育研修センター、<u>患者サポートセンター</u>及び救命救急センター、県立リウマチセンターに<u>患者サポートセンター</u>を置く。</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、県立がんセンター新潟病院については、診療部に代えて次の部、センター及び科を置く。ただし、その一部を置かないことができる。</p> <p>臨床部～情報調査部 (略) <u>患者サポートセンター</u> 緩和ケアセンター～がん予防総合センター (略)</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第9条 (略)</p>	<p>(病院の組織)</p> <p>第8条 病院に次の部、課、科及び係を置く。ただし、課、科及び係については、病院の規格その他の状況によりその一部を置かないことができる。</p> <p>管理部 (略)</p> <p>診療部 内科 総合診療科 呼吸器科 循環器内科 消化器内科 人工透析内科 脳神経内科(又は神経内科) 心療内科 緩和ケア内科 外科 呼吸器外科 心臓血管外科 消化器外科 乳腺外科 肛門外科 小児外科 整形外科 脳神経外科 形成外科 精神科 児童精神科 リウマチ科 小児科 皮膚科 泌尿器科 産婦人科(又は婦人科) 眼科 耳鼻いんこう科 リハビリテーション科 放射線科 麻酔科 病理診断科 臨床検査科 救急科 歯科 歯科口腔外科</p> <p>薬剤部 看護部</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、県立中央病院に<u>地域連携センター</u>、救命救急センター及び循環器病センター、県立十日町病院に<u>地域連携センター</u>、県立精神医療センターに社会復帰部、県立加茂病院に<u>地域連携センター</u>、県立吉田病院に<u>地域連携室</u>、県立新発田病院に教育研修センター、<u>地域連携センター</u>及び救命救急センター、県立リウマチセンターに<u>地域連携センター</u>を置く。</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、県立がんセンター新潟病院については、診療部に代えて次の部、センター及び科を置く。ただし、その一部を置かないことができる。</p> <p>臨床部～情報調査部 (略) <u>地域連携・相談支援センター</u> 緩和ケアセンター～がん予防総合センター (略)</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第9条 (略)</p>

2・3 (略)

4 県立がんセンター新潟病院の臨床部、研究部、情報調査部、患者サポートセンター、緩和ケアセンター、がんゲノム医療センター及びがん予防総合センターの分掌事務は、次のとおりである。

臨床部～情報調査部
患者サポートセンター

(1)～(3) (略)
 緩和ケアセンター～がん予防総合センター
 (略)

5 県立中央病院、県立十日町病院、県立加茂病院、県立新発田病院及び県立リウマチセンターの患者サポートセンターの分掌事務は、次のとおりである。

(1)～(3) (略)

6 県立吉田病院の患者サポートセンターの分掌事務は、次のとおりである。

(1)・(2) (略)

7・8 (略)

(参与等)

第17条の2 局、課、係及び班に参与、参事、副参事、経営企画員、主査及び主任を置くことができる。

2 参与、参事、副参事、経営企画員、主査及び主任は、上司の命を受けて担当事務を処理する。

第20条 病院の部、センター、室、課、科及び係に、次のとおり長を置く。

管理部～救命救急センター (略)
患者サポートセンター 患者サポートセンター長
 看護師長 副看護師長

循環器病センター・教育研修センター (略)

2 前項に規定するもののほか、県立がんセンター新潟病院の部及びセンターに次のとおり長を置く。

臨床部～情報調査部 (略)
患者サポートセンター 患者サポートセンター副センター長

緩和ケアセンター～がん予防総合センター (略)

3～7 (略)

(看護専門学校の職制上の職)

2・3 (略)

4 県立がんセンター新潟病院の臨床部、研究部、情報調査部、地域連携・相談支援センター、緩和ケアセンター、がんゲノム医療センター及びがん予防総合センターの分掌事務は、次のとおりである。

臨床部～情報調査部
地域連携・相談支援センター

(1)～(3) (略)
 緩和ケアセンター～がん予防総合センター
 (略)

5 県立中央病院、県立十日町病院、県立加茂病院、県立新発田病院及び県立リウマチセンターの地域連携センターの分掌事務は、次のとおりである。

(1)～(3) (略)

6 県立吉田病院の地域連携室の分掌事務は、次のとおりである。

(1)・(2) (略)

7・8 (略)

(参与等)

第17条の2 局、課、係及び班に参与、参事、副参事、主査及び主任を置くことができる。

2 参与、参事、副参事、主査及び主任は、上司の命を受けて担当事務を処理する。

(経営企画員)

第17条の4 課に経営企画員を置くことができる。

2 経営企画員は、上司の命を受けて担当事務を処理する。

第20条 病院の部、センター、室、課、科及び係に、次のとおり長を置く。

管理部～救命救急センター (略)
地域連携センター 地域連携センター長 看護師長 副看護師長
地域連携室 地域連携室長 看護師長 副看護師長

循環器病センター・教育研修センター (略)

2 前項に規定するもののほか、県立がんセンター新潟病院の部及びセンターに次のとおり長を置く。

臨床部～情報調査部 (略)
地域連携・相談支援センター 地域連携・相談支援センター長 地域連携・相談支援センター副センター長 看護師長 副看護師長

緩和ケアセンター～がん予防総合センター (略)

3～7 (略)

(看護専門学校の職制上の職)

第24条 (略)

2 看護専門学校に必要な応じ、事務長、事務長補佐、庶務係長、副校長、教務主任及び教務専門員を置くことができる。

3～7 (略)

8 教務主任及び教務専門員は、上司の命を受け教務を処理する。

第24条 (略)

2 看護専門学校に必要な応じ、事務長、事務長補佐、庶務係長、副校長及び教務主任を置くことができる。

3～7 (略)

8 教務主任は、上司の命を受け教務を処理する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

人事委員会規則

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月30日

新潟県人事委員会

委員長 氏家 信彦

新潟県人事委員会規則第6-1863号

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則(規則第6-48号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後			改正前		
別表第1 適用区分表(第2条関係)			別表第1 適用区分表(第2条関係)		
勤務箇所	職員	調整数	勤務箇所	職員	調整数
<u>感染症対策</u> ・薬務課	(略)	(略)	<u>医務薬事課</u>	(略)	(略)
(略)			(略)		
コロニーに いがた白岩 の里	1 児童部、成人部、 高齢期更生部、重複 更生部又は社会復帰 部に勤務する部長、 副参事、寮長、副寮 長、主査、主任及び <u>生活支援員</u> (いずれ も2に掲げる者を除 く。)	(略)	コロニーに いがた白岩 の里	1 児童部、成人部、 高齢期更生部、重複 更生部又は社会復帰 部に勤務する部長、 副参事、寮長、副寮 長、主査、主任、 <u>生 活支援員及び児童指 導員</u> (いずれも2に 掲げる者を除く。)	(略)
(略)	(略)		(略)	(略)	
備考 (略)			備考 (略)		

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月30日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

新潟県人事委員会規則第6-1864号

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

第1条 特殊勤務手当に関する規則（規則第6-1313号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
（社会福祉業務手当） 第18条 （略） 2 条例第19条第1項第2号の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる勤務箇所に勤務する職員とする。 （1）・（2）（略） 3 条例第19条第1項第3号の人事委員会規則で定める職員は、女性福祉相談所に勤務する職員とする。	（社会福祉業務手当） 第18条 （略） 2 条例第19条第1項第3号の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる勤務箇所に勤務する職員とする。 （1）・（2）（略） 3 条例第19条第1項第4号の人事委員会規則で定める職員は、女性福祉相談所に勤務する職員とする。

第2条 特殊勤務手当に関する規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
（防疫等作業手当） 第13条 条例第14条第1項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる勤務箇所に勤務する職員及び任命権者が委員会と協議して定める職員とする。 （1）（略） （2） <u>福祉保健部感染症対策・薬務課</u> （3）・（4）（略） 2・3（略）	（防疫等作業手当） 第13条 条例第14条第1項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる勤務箇所に勤務する職員及び任命権者が委員会と協議して定める職員とする。 （1）（略） （2） <u>福祉保健部健康対策課</u> （3）・（4）（略） 2・3（略）
（用地交渉手当） 第22条 条例第24条第1項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる勤務箇所に勤務する職員とする。 （1）（略） （2） <u>福祉保健部地域医療政策課</u> （3）～（5）（略）	（用地交渉手当） 第22条 条例第24条第1項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる勤務箇所に勤務する職員とする。 （1）（略） （2） <u>福祉保健部基幹病院整備室</u> （3）～（5）（略）

附 則

この規則中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和3年4月1日から施行する。

市町村立学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月30日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

新潟県人事委員会規則第6-1865号

市町村立学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員のへき地手当等に関する規則（規則第6-492号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後			改 正 前		
別表第1 （第2条、第4条関係） へき地学校級別区分			別表第1 （第2条、第4条関係） へき地学校級別区分		
所在地	学 校	級別区分	所在地	学 校	級別区分
(略)			(略)		
佐 渡 市	(略) 赤泊学校給食センター	3 級 地	佐 渡 市	(略) 赤泊学校給食センター	3 級 地
			中魚沼郡 津 南 町	<u>津南小学校大赤沢分校</u>	
(略)			(略)		
別表第2 （第2条関係） 準へき地学校			別表第2 （第2条関係） 準へき地学校		
所在地	学 校		所在地	学 校	
(略)	(略)		(略)	(略)	
十日町市	(略) 鑑島小学校		十日町市	(略) 鑑島小学校	
	(略)			<u>貝野小学校</u>	
(略)	(略)		(略)	(略)	
			(略)	(略)	

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月30日

新潟県人事委員会

委員長 氏家 信彦

新潟県人事委員会規則第6-1866号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則(規則第6-118号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改正後				改正前					
別表第1 (第2条関係)				別表第1 (第2条関係)					
組織上の区分		職	区分	組織上の区分		職	区分		
知事の事務部局	本庁	危機管理監 <u>行財政改革監</u> (略)	1種	知事の事務部局	本庁	危機管理監 (略)	1種		
		(略)				(略)			
		(略) 総務事務センター長	4種			(略) 総務事務センター長 <u>基幹病院整備室長</u> (略)	4種		
		(略)				(略)			
(略)				(略)					
教育委員会の事務部局	(略)			教育委員会の事務部局	(略)				
	図書館	(略)	5種		図書館	(略)	5種		
		副館長				副館長			
	(略)				(略)				
少年自然の家	所長	少年自然の家		所長					
近代美術館	<u>館長</u> (略)		近代美術館	(略)					
警察	本部	(略)	5種	警察	本部	(略)	5種		
		(略)						(略)	
		企画官 <u>自動車整備工場長</u> (略)						企画官 (略)	
(略)				(略)					
(略)				(略)					
備考 (略)				備考 (略)					

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

寒冷地手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月30日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

新潟県人事委員会規則第6-1867号

寒冷地手当に関する規則の一部を改正する規則

寒冷地手当に関する規則（規則第6-1485号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後			改 正 前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
所在地	公署及び学校等	区 域	所在地	公署及び学校等	区 域
(略)			(略)		
新発田市	(略) 新発田竹俣特別支援 学校	新発田市	新発田市	(略) 新発田竹俣特別支援 学校 <u>萱谷小学校</u>	新発田市
(略)			(略)		
備考 (略)			備考 (略)		

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月30日

新潟県人事委員会

委員長 氏家 信彦

新潟県人事委員会規則第12-97号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（規則第12-3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後			改正前		
別表			別表		
	機 関	職		機 関	職
本庁	(略)		本庁	(略)	
	知事部局	危機管理監 <u>行財政改革監</u> 部長 局長 参与 広報監 副危機管理監 国際企画監 情報企画監 副部長 副局長 次長 都市局長 技監 政策統括監 政策監 課長 室長（韓国室長、ロシア室長及び中国室長を除く。） センター長 企画主幹（人事に関する事務を行うものに限る。） 国際企画主幹 法務管理監 情報主幹 課長補佐 室長補佐 センター長補佐 総務係長（主管課に置かれるものに限る。） 総務班の副参事（人事に関する事務を行うものに限る。） (略)		知事部局	危機管理監 部長 局長 参与 広報監 副危機管理監 国際企画監 情報企画監 副部長 副局長 次長 都市局長 技監 政策統括監 政策監 課長 室長（韓国室長、ロシア室長及び中国室長を除く。） センター長 企画主幹（人事に関する事務を行うものに限る。） 国際企画主幹 法務管理監 情報主幹 課長補佐 室長補佐 センター長補佐 総務係長（主管課に置かれるものに限る。） 総務班の副参事（人事に関する事務を行うものに限る。） (略)
	(略)			(略)	
本庁以外の機関	(略)		本庁以外の機関	(略)	
	近代美術館	<u>館長</u> 副館長		近代美術館	副館長
	(略)			(略)	
備考 (略)			備考 (略)		

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月30日

新潟県人事委員会

委員長 氏家 信彦

新潟県人事委員会規則第20-4号

職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職管理に関する規則（規則第20-1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（内部組織の長に準ずる職）</p> <p>第6条 法第38条の2第4項の地方自治法第158条第1項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長の職に準ずる職であって人事委員会規則で定めるものは、次の各号に掲げる職とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 新潟県行政組織規則(昭和35年県規則第8号)第165条第1項に規定する出納局長、同規則第165条の2第1項に規定する危機管理監、<u>同規則第165条の3第1項に規定する行財政改革監及び同規則第188条第1項に規定する地域振興局長</u></p> <p>(3)～(7) (略)</p> <p style="text-align: center;">（部長又は課長に相当する職）</p> <p>第14条 法第38条の2第8項の国家行政組織法第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職として人事委員会規則で定めるものは、次の各号に掲げる職とする。</p> <p>(1) 新潟県行政組織規則第165条第3項に規定する参与、同条第5項に規定する副部長、同条第7項に規定する次長、同規則第165条の4第1項に規定する国際企画監、同規則第165条の5第1項に規定する情報企画監、同規則第165条の6第1項に規定する原子力安全広報監、同規則第166条第1項に規定する新産業企画監、同規則第168条第1項に規定する都市局長、同規則第169条第1項に規定する課長、同規則第182条第1項に規定する参事（部又は局に置くものに限る。）及び技監、同規則第182条の2第1項に規定する<u>政策統括監</u>、同規則第188条第1項に規定する地域機関の長（地域振興局長を除く。）、同規則第190条第1項に規定する地域振興局の部長並びに同条第2項に規定する事務所の所長（農林事務所長及び維持管理事務所長を除く。）</p> <p>(2)～(10) (略)</p>	<p style="text-align: center;">（内部組織の長に準ずる職）</p> <p>第6条 法第38条の2第4項の地方自治法第158条第1項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長の職に準ずる職であって人事委員会規則で定めるものは、次の各号に掲げる職とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 新潟県行政組織規則(昭和35年県規則第8号)第165条第1項に規定する出納局長、同規則第165条の2第1項に規定する危機管理監及び同規則第188条第1項に規定する地域振興局長</p> <p>(3)～(7) (略)</p> <p style="text-align: center;">（部長又は課長に相当する職）</p> <p>第14条 法第38条の2第8項の国家行政組織法第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職として人事委員会規則で定めるものは、次の各号に掲げる職とする。</p> <p>(1) 新潟県行政組織規則第165条第3項に規定する参与、同条第5項に規定する副部長、同条第7項に規定する次長、<u>同規則第165条の3第1項に規定する広報監</u>、同規則第165条の4第1項に規定する国際企画監、同規則第165条の5第1項に規定する情報企画監、同規則第165条の6第1項に規定する原子力安全広報監、同規則第166条第1項に規定する新産業企画監、同規則第168条第1項に規定する都市局長、同規則第169条第1項に規定する課長、同規則第182条第1項に規定する参事（部又は局に置くものに限る。）及び技監、同規則第182条の2第1項に規定する<u>総括政策監</u>、同規則第188条第1項に規定する地域機関の長（地域振興局長を除く。）、同規則第190条第1項に規定する地域振興局の部長並びに同条第2項に規定する事務所の所長（農林事務所長及び維持管理事務所長を除く。）</p> <p>(2)～(10) (略)</p>

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の職員の退職管理に関する規則第14条第1号に規定する広報監又は総括政策監であった者については、なお従前の例による。

収用委員会告示

◎新潟県収用委員会告示第1号

新潟県収用委員会運営規則（昭和48年11月新潟県収用委員会告示第1号）の一部を次のように改正し、令和3年4月1日から施行する。

令和3年3月30日

新潟県収用委員会 会長 砂田 徹也

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(委員会の事務)	(委員会の事務)
第14条 委員会の事務は、 <u>新潟県土木部用地・土地利用課</u> において整理する。	第14条 委員会の事務は、 <u>新潟県土木部監理課</u> において整理する。
2 事務局長は、 <u>新潟県土木部用地・土地利用課長</u> をもってあてる。	2 事務局長は、 <u>新潟県土木部監理課長</u> をもってあてる。
3 (略)	3 (略)